

IV. 環境衛生活動

各班業務

1. 食品衛生班

(1) 経過

震災直後は避難所や避難所へ弁当類を提供する施設を中心に衛生指導を実施した。平成23年4月下旬からは弁当やそうざいをメインとした飲食店営業に関する相談と許可申請が始まり、7月上旬には水産食品製造業関係の相談と許可申請が増加した。特に、平成23年10月と平成24年3月には被災した旧石巻魚市場の隣接地にそれぞれ膜構造建築物による魚市場（魚介類せり売業）を設置したことにより、水産食品関連業種の復旧が加速化した。また、せり売り場が被災し一部使用ができなくなった女川魚市場においても、平成24年7月に膜構造建築物が場内に増設されたことにより復旧が加速化した。

避難所は順次閉鎖され、平成23年12月には2市1町の全避難所が閉鎖された。平成23年7月頃から食品衛生関係は通常業務に戻った。

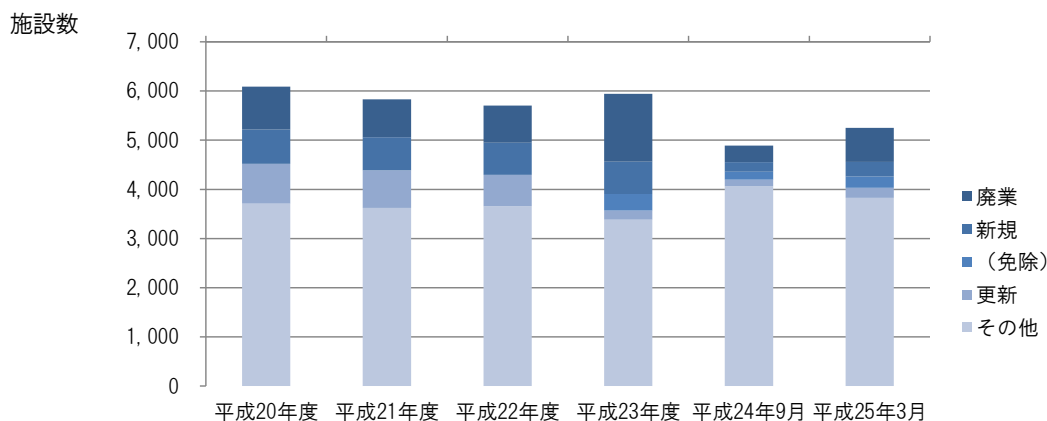
(2) 取組内容

通知に基づく緩和基準及び仮営業店舗の取り扱い以外は、震災前と同様の対応（施設基準・管理運営基準）としている。

平成24年度の下記食品衛生関係業務については、以下のとおりである。

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24.9末	H25.3末
施設総数	5,155	5,055	4,947	4,562	4,552	4,516
廃業	870	772	758	1,379	340	691
新規	698	673	650	654	194	362
(免除)	—	—	—	339	158	268
更新	808	766	639	185	132	253
その他	3,649	3,616	3,658	3,723	4,226	3,901

食品衛生営業施設の推移



収去検査状況

	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
検体数	320	310	309	66	207
違反数	7	1	5	0	4

食中毒発生状況

	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
発生数	3	2	2	2	1
内訳	家庭 エゾノホウ トキ(巻貝 子 トミン)	飲食店 サルウイルス	施設不明 カンピロバクター	飲食店 かき ノロウイルス	飲食店 弁当 ウエルシュ菌
	飲食店 ノロウイルス	家庭 カリシキ類似キノコ	魚販(鯨肉) 原因物質不明	飲食店 かき ノロウイルス	
	飲食店 ノロウイルス				

かき処理状況

	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
施設数	85	83	82	9	36
従事者数	2,372	2,295	2,213	451	901
生産量(t)	4,504	4,918	4,165	320	550



【膜構造建築物による魚介類せり売業】



【再建されたカキ処理場（田代浜）】

(3) 今後の課題

今後、復旧が加速することにより、食品衛生に関連する事前相談や営業許可申請が増加することが見込まれるため、申請等に対し迅速に対応するとともに、震災に伴う緩和措置等の運用について、県内の運用が統一したものとなるよう関係機関との情報共有を図る。

また、食品衛生法第3条の規定に基づき営業者自らが行う自主衛生管理体制の構築を推進するとともに、各種メディアを活用し食中毒予防に関する普及啓発を行う。

2. 獣疫薬事班

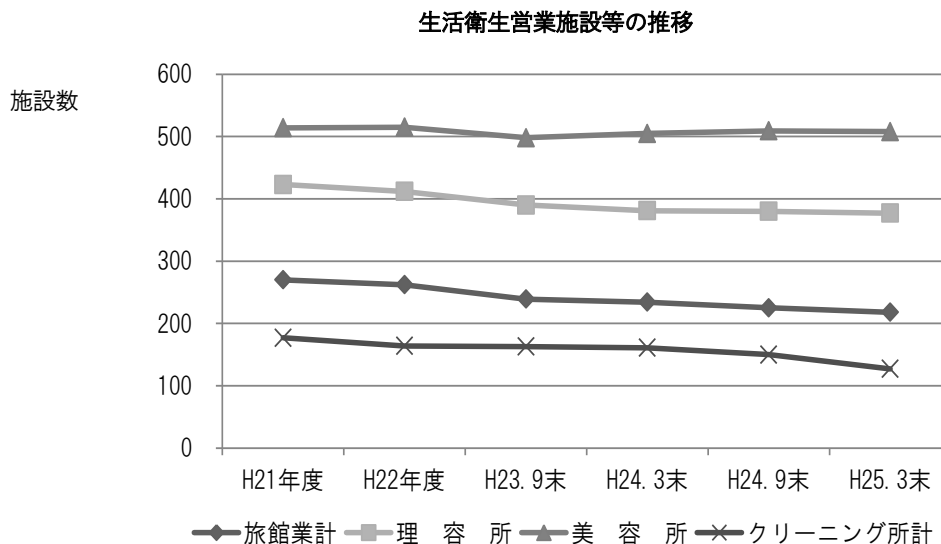
【生活衛生営業施設等の推移】

(1) 経過

全体的に、被災し営業再開不可能な状態でも廃止届出をしない傾向がある。このような状況の旅館業営業者は、飲食店営業の許可更新に際し、その廃業届出と一緒に旅館業の廃止届出をする場合が多く、平成24年度において旅館業の新規許可が15件あるにも関わらず、旅館業の施設数が減少し続けている。クリーニング所も徐々に廃止届出がされているため、施設数が減少し続けている。理容所、美容所は、新築や移転で新規の開設届出をする時に廃止届出をする場合が多いため、施設数の増減は少ない。

(2) 今後の課題

旅館業については、今後も事前相談や営業許可申請が増加することが予想されるため、迅速な対応を図る。

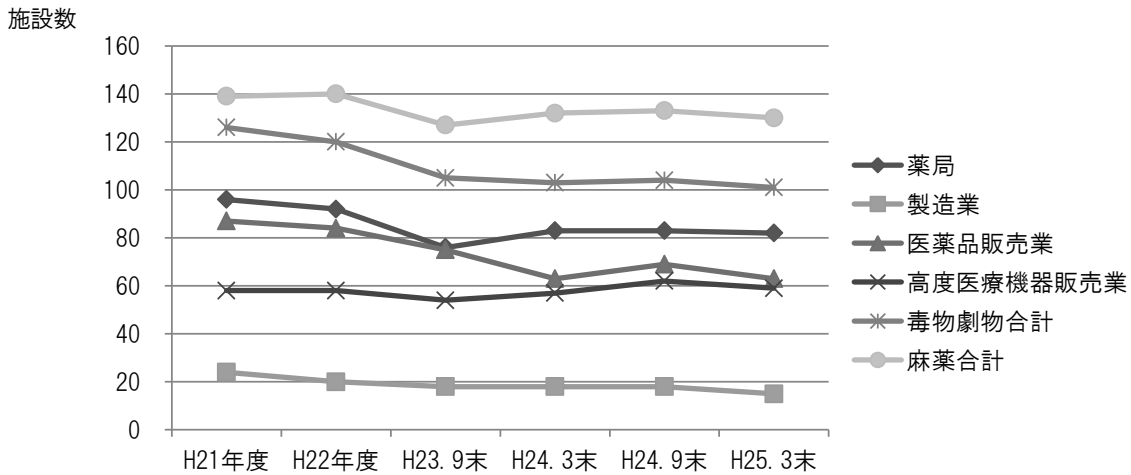


【薬事関係施設の推移】

薬事関係は、遅れずに廃止届を提出する傾向があるために、震災後施設数が減少し、その後再開に伴い徐々に施設数が増加した。

高度医療機器販売業は、AED 販売、コンタクトレンズ販売のための許可を取得した施設があるため、震災前より施設数が増加した。

薬事関係施設の推移



【獣疫衛生関係施設等の推移】

(1) 経過

犬の抑留頭数は、震災前後でほとんど変わらず、年間約 95 頭前後で推移している。犬、ねこの引取頭数は震災後大幅に減少した。ねこの引取頭数はその後若干増加したが、犬の引取頭数は 2 年目さらに減少した。

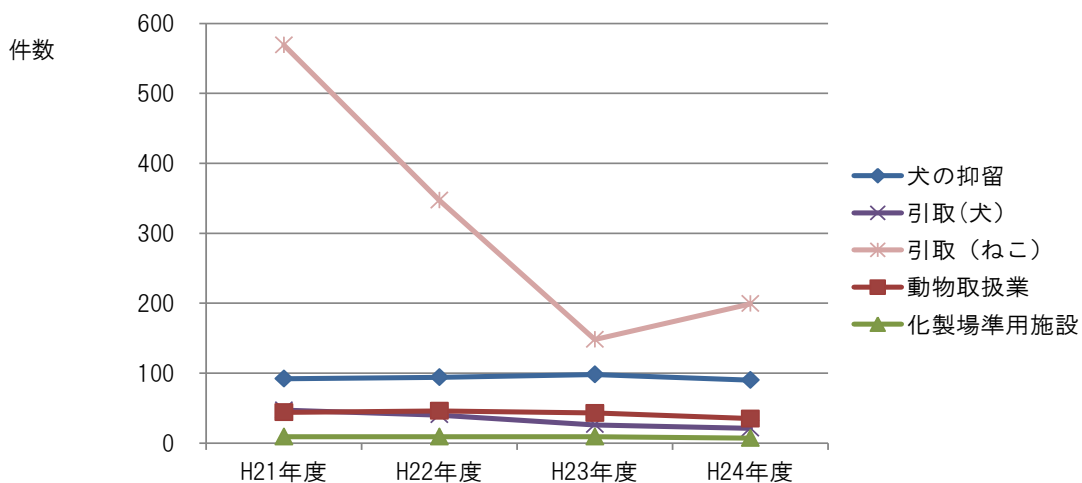
動物取扱業については、被災し営業していない施設に対して廃止届の提出を指導しているため徐々に減少している。

化製場準用施設の製造施設については、かき殻を原料とする肥料製造施設が 2 施設中 2 施設とも被害はほとんどなく営業中で、魚類を原料とする飼料等製造施設は、5 施設中 3 施設が復旧再開済、2 施設が廃止し、鳥骨等を原料とする飼料製造施設は、1 施設が新規許可での再開を計画中である。

(2) 今後の方向性

化製場準用施設は、悪臭発生施設となる可能性が大きいいため、新規許可で再開を計画中の 1 施設について、設置場所である石巻市と連携し、適切に指導する。

獣疫衛生関係施設等の推移



3. 環境対策班

【アスベスト対策】

(1) 経過・目的

震災により被災した建築物の解体が行われる中、吹き付けアスベスト及びアスベスト含有廃棄物からの生活環境への飛散が懸念された。平成 23 年度は被災地区においてアスベストパトロールを実施し、関係機関が連携して解体場所に残置されたアスベスト含有の疑いのある建築材料等の回収作業等を行ったところであるが、石巻地域の解体予定建築物の数は膨大であり、平成 24 年度も引き続き、被災建築物に起因したアスベストの飛散防止及び健康被害の発生の未然防止に努めた。



【石巻市内で実施したアスベスト含有廃棄物の回収作業】

(2) 取組内容

アスベストを含む建築材料等を使用した建築物の解体等作業においては、大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業実施届出により、適切な飛散防止措置がとられているかなどの現地確認を行った。また、現地確認に加え、解体現場のパトロールを通じて、アスベスト含有の疑いのある建築材料等を使用した被災建築物を発見した際は、関係市町に情報提供し、早急に飛散防止措置や適正処理を行うよう指導を行った。

なお、平成 24 年度管内においては、吹き付けアスベストの除去が不適切なまま被災建築物の解体工事が行われた事例が発生した。初期対応としては、工事業者に対して工事の中止と応急飛散防止対策について指示するとともに、県により周辺環境のモニタリング調査を実施した。また、その後の作業方法については、関係機関と協議を行い、適切な作業の実施について指導を行った。



【被災建築物の現地調査】

(3) 今後の方向性・課題

震災後 2 年を経過した時点においても被災建築物の解体は終了しておらず、吹き付けアスベストやアスベスト含有廃棄物等が適正に処理されるよう、今後も事業者等への指導を実施するとともに、特定粉じん排出作業実施届出書に基づく現地確認や被災地区における解体現場のパトロールを実施する。

また、アスベストを含む建築材料等を使用した建築物の解体等作業やがれき処理作業等による周辺環境への影響を確認するため、環境省等による環境モニタリングに関する支援を行っていく。

【大気汚染防止法・水質汚濁防止法・自動車リサイクル法に基づく業務】

(1) 経過・目的

震災後においては、水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設や排水基準が課せられる施設の被害状況等を立入調査するとともに、事業を再開した施設については、採水検査を実施して排水の状態を確認した。

また、沿岸市町において大量に発生した被災自動車については、自動車リサイクル法に基づく処理が適切に行われるよう、関係機関と連携して事業者への指導を行った。

さらに、事業活動の再開、生活再建など、震災からの復旧を進める様々な活動にともない寄せられる苦情に対応し処理にあたった。

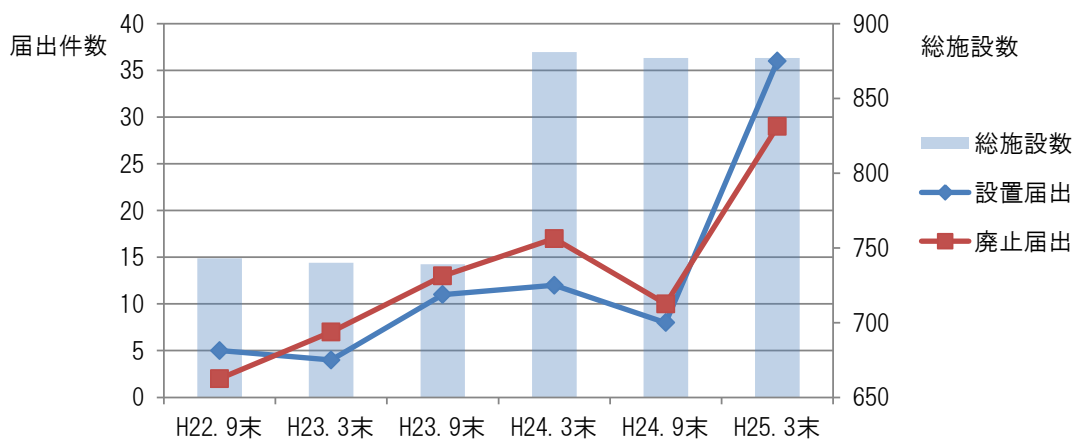
(2) 取組内容

津波被害が甚大であった沿岸部地域の有害物質使用特定施設を中心に立入調査したところ、調査対象 14 施設中、事業を再開していた施設が 6 件、復旧中の施設が 4 件、無人化した施設が 4 件であった。このうち有害物質の流出が判明した施設は 3 件あり、内訳はメッキ工場、研究施設、燐酸肥料製造工場であった。

なお、内陸部において実施した同様の調査では、有害物質の漏洩、流出等が生じた事例は見られなかった。

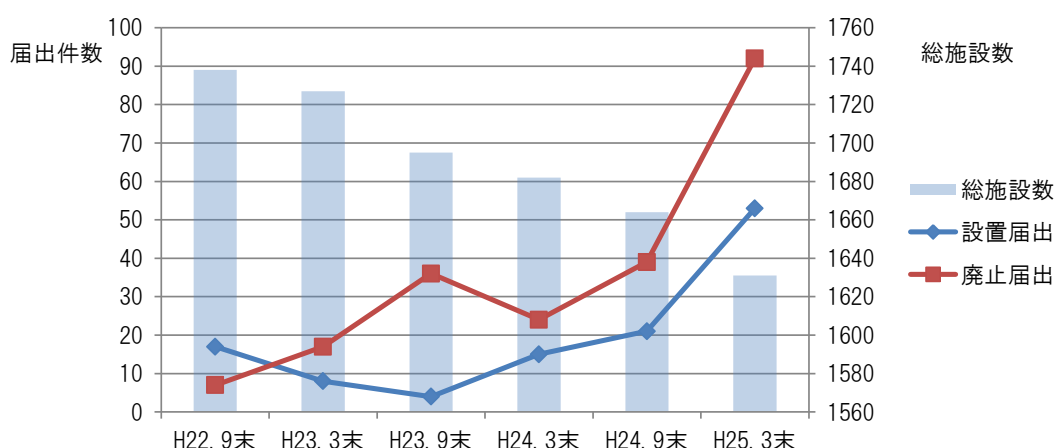
大気汚染防止法に基づく届出状況では、宮城県災害廃棄物処理施設石巻ブロックにがれき処理のための施設が設置されたことにより、震災後施設数が大幅に増加した。設置届出件数、廃止届出件数ともに震災前に比較して増加しているが、廃止件数は設置届出数を上回っている。

大気汚染防止法届出状況



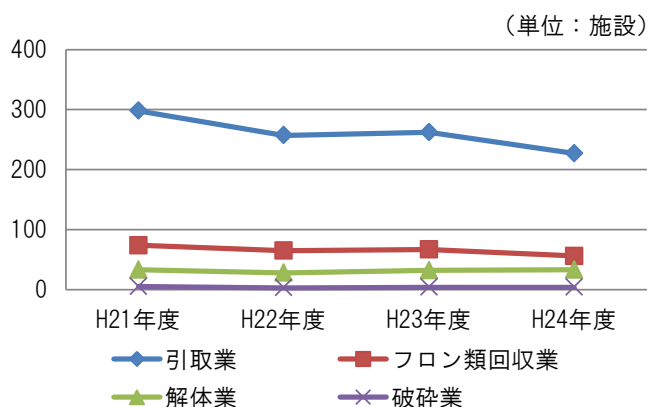
水質汚濁防止法に基づく届出状況では、震災後の平成 23 年度上半期において設置届出数が前年を下回ったが、その後は復興に伴う工場再建により増加し、平成 24 年度は震災前に比較して設置届出数が増加した。廃止件数は震災後から増加し、総施設数は年々減少している。

水質汚濁防止法届出状況

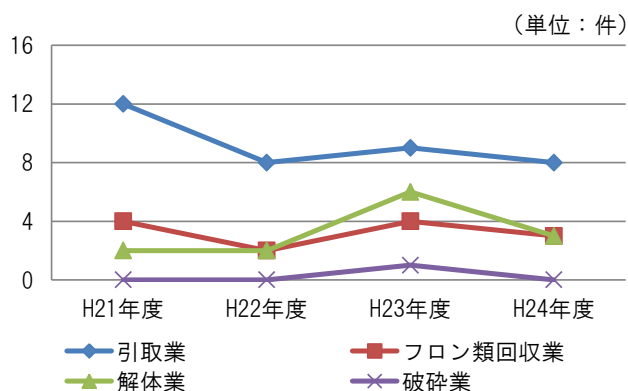


自動車リサイクル法に基づく新規登録・許可件数は、平成 23 年度においては各業種ともに前年度よりやや増加したが、平成 24 年度は震災前とほぼ同件数となった。

自動車リサイクル法関連施設数の推移



自動車リサイクル法関連施設に係る新規登録許可件数の推移



(3) 今後の方向性・課題

震災により被災した水質汚濁防止法及び大気汚染防止法に基づく特定施設を有する事業場が、施設を補修、更新または移転して事業を再開するにあたり、排水及び排煙の処理が適切に行われるよう、届出の審査を行うとともに立入調査により確認を行う。

また、被災自動車の保管及び処理が適正に行われるよう、自動車リサイクル法に基づく立入を行い、事業者の指導を行う。

4. 廃棄物対策班

【PCB廃棄物適正保管指導】

(1) 経過

津波により、登録保管中の PCB 含有のトランスや、未だ使用中若しくは休止中であった PCB 含有が疑われる機器が沿岸部各所で多数流出した。PCB は、人体に対する毒性が強く、機器から漏れ出た場合、周辺住民の健康や環境に重大な影響を及ぼすことから、早急に対策を講ずる必要があった。PCB 廃棄物適正処理推進員及び廃棄物対策班員が中心となり、関係市町と連携しながら保管事業所の被災状況の調査を実施した。トランス等の所在の確認作業を実施する一方、がれきや津波堆積物の中から発見されたトランス等については、市町に対し災害廃棄物一次仮置き場に移動保管と PCB 含有の有無について分析等を指導した。機器中の PCB が漏れ出たものについては、応急修理も行った。平成 24 年度も引き続き、登録保管事業者に対して適正保管適正処理の指導と新たに発見された流出機器の安全対策を実施した。



【一次仮置き場に搬出されたトランス】



【PCB含有判定待ちのコンデンサ】

(2) 取組内容

PCB 含有電気機器保管事業者に対し、処理推進について立入指導を行った。また、市町に対し、所有者不明のトランス等の分析指導や保管管理について必要なアドバイスを行った。

H24 年度 PCB 含有機器指導・措置状況

	立入件数	指導件数	搬出立会	判定作業
石巻	75	21	6	23
登米	22	4	9	0
気仙沼	25	4	0	21
計	122	29	15	44

(3) 今後の方向性・課題

PCB 産業廃棄物適正処理推進員を中心とした効率的なパトロールを継続実施する。また、引き続き保管事業者等に周知徹底を図る。

【一般廃棄物処理施設設置に係る審査】

(1) 経過

震災で発生した大量のがれき等は、震災廃棄物（一般廃棄物）として市町、県が処理計画に基づき、処理することになっており、一次仮置き場等に集積後、分別、洗浄、破碎または焼却等により中間的処理を行い、最終的に埋立処分や建設再生材として活用される。この処理に供する設備は、処理推進の中核となる設備で、早期稼働が復興促進のカギとなるものであると同時に、周辺環境への影響がないよう対策が要求されるものである。当所では、設置者と事前打合せや指導を十分に行い、廃棄物処理法に基づく審査を最優先で実施した。

(2) 取組内容

県震災廃棄物対策課、市町関係部署と情報交換を密に行うとともに、設置に係る届出案件について十分に事前打合せを行い、平成 25 年 3 月の段階で石巻市雲雀野地区については、国内最大級のロータリーキルン式焼却炉、ストーカ式焼却炉を始めとするごみ処理施設（焼却施設、破碎選別施設、振動ふるい機等）47 基の審査を実施した。



【ロータリーキルン式焼却炉（石巻市雲雀野）】



【移動式破碎機（東松島市大曲）】

(3) 今後の方向性

市町、県が処理終了目標としている平成 26 年 3 月までの震災廃棄物の処理は、焼却炉を始めとするごみ処理施設をフル稼働し、対応するが、施設稼働に伴うダイオキシン対策やアスベスト対策等環境保全に係る指導、支援については継続して実施する。

【産業廃棄物収集運搬業許可状況】

(1) 経過

震災発生 1 年を経過した頃から、がれきの処理に加えて被災建造物の解体工事や新規建設工事が行われるようになり、建設廃材が増大してきた。その結果、産業廃棄物の収集運搬業の許可申請が増大した。また、既存の事業者にとっては、収集運搬に使用する車両の増車の申請も増大した。

なお、木くずの破碎施設や使用済みタイヤの破碎処理施設もわずかながら増加した。

収集運搬車両増車変更等届出状況

	H22 年度	H23 年度	H24. 9 末	H25. 3 末
届出件数	69	118	117	141
増車車両数	132	371	316	398
減車車両数	29	145	108	89

(2) 取組内容

許可事務を効率的に実施するとともに、新規許可事業者に対しては、事前相談の段階から法令遵守や環境配慮について指導を行った。

(3) 今後の方向性

円滑な復興支援と産業廃棄物の適正処理推進の観点から、宮城県産業廃棄物協会石巻支部と連携し、研修会等を開催し、法令遵守を呼びかけるとともに、アスベストや3R推進等の最新情報の提供を行う。

【不法投棄防止・廃棄物適正処理管理指導】

(1) 経過

震災の混乱状況に便乗した悪質な不法投棄、不適正処理、野焼きに関しては、平成 24 年度も引き続き、産業廃棄物適正処理監視指導員が中心となってパトロールを行い、廃棄物の不適正処理を未然に防止するとともに、違反行為のあった者については、厳正な指導、措置を実施した。

(2) 取組内容

不法投棄、不適正処理に関する通報が後を絶たない状況にあることから、計画的にパトロールカーによる地域巡回監視を行った。パトロールカーによる巡回は、抑止効果が高く、震災の混乱状況に便乗した不法投棄や野焼きを最小限に食い止めることができた。



【建設廃材、混合廃棄物の不法投棄】



【使用済みタイヤ不適正保管】

産業廃棄物適正処理監視指導員による立入件数は、平成 25 年 3 月末現在で石巻地区について 740 件であった。パトロールにおいては、併せて毒物劇物、PCB 廃棄物等有害物質の発見、悪臭、污水問題等環境衛生全般にわたる情報も併せて収集し、関係機関へ情報提供した。

不法投棄・不適正保管等パトロール指導状況

	H22 年度		H23 年度		H24 年度	
	立入件数	改善件数	立入件数	改善件数	立入件数	改善件数
不法投棄	63	3	20	19	34	5
野焼き	230		94		108	
処理施設等	897		700		598	15
計	1,190	3	814	19	740	20

(3) 今後の方向性

産業廃棄物適正処理監視指導員を中心とした効率的なパトロールを継続実施する。

また、一般住民に対して普及啓発を図るため、ラジオスポットによる情報提供や各種関係団体が実施する清掃奉仕活動にも積極的に参加し、PRに努める。